



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社オーハシテクニカ  
代表者名 代表取締役社長 柴崎 衛  
(コード番号7628 東証第一部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 中村 佳二  
(TEL : 03-5404-4420)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 64 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 64 期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行します。

これに伴い、所要の定款変更を行います。

#### 2. 定款変更の内容

主な変更の内容は下記のとおりです。

- (1) 監査等委員会および監査等委員についての規定を新設するとともに、監査役および監査役会に関する規定を削除します。
- (2) 取締役会が法令に定める範囲内において、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨、規定の新設を行います。
- (3) 業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結できる旨、規定の変更を行います。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、条数の変更、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行います。  
変更の詳細は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

第 64 期定時株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 24 日  
平成 28 年 6 月 24 日

以 上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社オーハシテクニカと称し、 英文では、OHASHI TECHNICA INC. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鋳螺類の製造販売</li> <li>2. 車輻船舶部品の製造販売</li> <li>3. 電機、通信、精密機器関連部品の製造販売</li> <li>4. 厨房等の住宅設備、土木・建築用建材建機機器関連部品の製造販売</li> <li>5. 医療、介護機器関連部品の製造販売</li> <li>6. 前各号に関連する部品の表面処理加工、熱処理加工</li> <li>7. 前各号に関連する特許部品の技術、ロイヤリティ販売</li> <li>8. 各種工作機械及び部品の販売</li> <li>9. 不動産の賃貸</li> <li>10. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p><u>第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 取締役会</u></li> <li><u>(2) 監査等委員会</u></li> <li><u>(3) 会計監査人</u></li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、6,400万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規定) 第11条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(株主総会の決議事項)</p> <p>第15条 当会社は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、当会社の株式等の大規模買付行為への対応方針の導入、変更、存続及び廃止について、その決議により定めることができる。</p> <p>2 前項に定める当会社の株式等の大規模買付行為への対応方針とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みをいう。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の決議事項)</p> <p>第16条 当会社は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、当会社の株式等の大規模買付行為への対応方針の導入、変更、存続及び廃止について、その決議により定めることができる。</p> <p>(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は、取締役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の書面決議)</p> <p>第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の書面決議)</p> <p>第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規定)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>(取締役会規定)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第29条 当会社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、<u>その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規定)</p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規定)</p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第38条 当社は、会計監査人を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当の基準日) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(2010.6.23 改正)</p>	<p>(選任方法) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第33条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当の基準日) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 (現行どおり)</p>